

創立1901年 再建1949年 移転1963年



「聖くなければ、  
だれも主を見ることができません。」

ヘブル 12:14

URL <http://www.jhc.or.jp>

1-30-1, Megurita-cho Higashimurayama-shi Tokyo, 189-8512 JAPAN

〒189-8512 東京都東村山市廻田町1-30-1 Tel 042(394)7466 Fax 042(392)2877 E-mail [jhc-honbu@jhc.or.jp](mailto:jhc-honbu@jhc.or.jp)

内閣総理大臣 安倍晋三殿

## 私たちは立憲政治の遵守を求めます

2013年7月の参議院選挙において、貴殿は「憲法96条改正」を争点化することを表明されました。自由民主党が2012年4月27日に決定した「日本国憲法改正草案」が目指す国のあり方に鑑み、その最初に96条を変更し、改正手続きそのものを恣意的に政権与党に有利となるように誘導する手法に対し、立憲政治を根底から有名無実化するものとして重大な危惧を覚えます。私たちホーリネス教会は戦時中、大政翼賛体制に都合の悪い思想・団体を取り締まるため時の政府が恣意的に「改正」した治安維持法によって牧師たちが検挙・投獄され、獄死者も出るなど弾圧を経験しました。その系譜にある者として、国民と国を危機に陥れる、基本法規の恣意的な改変を見過ごすことはできません。

「96条改正」の理由として貴殿は、国民の多くが憲法改正を望んでいるのに、国会で三分の二以上の賛成がなければ発議できないために変えられないのは、民意が反映できないのでおかしい」との考えを述べています。しかし、憲法96条で定められた三分の二以上の基準を過半数に引き下げるとは、「民意の反映」とは言えません。現在の小選挙区制度の下では、次点以下の候補者に投じられた国民の意思は、いわゆる死に票となり、議席に反映されません。昨年12月の衆議院総選挙において、自民党は小選挙区の79%を押さえて圧勝しましたが、一方で自民党の得票率は大敗した前回2009年とほぼ同じ27%でした。こうした中で、選挙結果が反映される国会の議席数の過半数は、必ずしも国民の多数意見とは言えない現実があります。しかも、一票の格差が今なお解消されていない中では、その現実はさらに深刻です。

聖書は言う。「あなたがたは公平を守って正義を行え」（イザヤ書56章1節）

憲法という国のあり方の基本を定めた重要法規は、折々の政府が自らに都合よく安易な変更ができないように、改正には国会で三分の二以上の賛成を要するという規定を設けています。そのような制限は、権力が国民の負託に服して国政をつかさどることを旨とする民主主義・立憲政治の諸国において、その根幹を護る標準的な制度として国際的にも根付いています。この規定を安易に「過半数」へと変更することは、その民主主義・立憲政治の基本精神をないがしろにするものです。日本国憲法は前文においても主権と権威をもつ国民が政府に対して課するものであって、日本国憲法第99条でも国務大臣、国会議員ら公務員に対し、憲法を尊重し擁護する義務を課しています。このような憲法の本質と根本原理に基づいて、真に民意を反映する公正な政治を遂行することを求めます。

2013年6月11日

宗教法人日本ホーリネス教団 教団委員長 中西雅裕  
福音による和解委員会委員長 平野信二